

徳川時代後期家族法関係史料(十一)

— 明和八年上野国吾妻郡内百姓女房男僧寺院縁切り駈け込み一件文書 —

高木 侃

解題

一 女性が離婚を求めて駈け込む場は、さしずめ縁切寺と相場が決まっているが、縁切寺は鎌倉の東慶寺と上州の満徳寺の二つで、いずれも関東地方に限られていた。そこで、遠距離で駈け込みが不可能なとき、あるいは駈け込みは可能でも、庶民女性は身近な縁切りの場に駈け込んで離婚を達成させようと考えた。とりわけ、満徳寺のある上州では駈け込み王国といってもよいほど様々な、夫の手に負えない場所に駈け込んだのである。たとえば、碓氷関所・岩鼻代官所、前橋・沼田藩武家屋敷・小幡藩陣屋のほか、満徳寺近隣の交代寄合格・岩松満次郎屋敷と満徳寺北側の正田隼人屋敷も縁切り駈け込みの場であった¹。そのなかには、尼寺でない男僧の寺院への縁切り駈け込みもみられた。

すなわち、上州勢多郡江木村(現・前橋市)修験寺・快乗院へ天明七年(一七八七)同郡東善養寺村の百姓女房「ゆり」の縁切り駈込み一件と、本稿で取り上げる男僧の寺院・如意寺への縁切り駈け込み一件である。

これらの二事例、とりわけ後者の事例は江戸時代中期以降、すでに一般的に寺院アジールは禁止されて久しいにもかかわらず、仏の慈悲心に根差した寺院アジールの本質を顕著に物語る事件でもある。

二 さて、本稿で取り上げる縁切り駈け込み一件は、明和八年(一七七二)上州吾妻郡大塚村百姓孫右衛門女房「つる」が、自殺を覚悟の上で、夫との離婚を求めて、尼寺でない男僧の寺院、同郡村上村(現・渋川市)如意寺に駈け込み、剃髪の上、離婚を願い出た一件である²。

ここに翻刻した史料五点はいずれも如意寺の本寺である

空恵寺⁴所藏文書である。これによって事件の経緯と意義について述べたい。この年三月一日吾妻郡大塚村百姓孫右衛門妻「つる」が出奔した。夫孫右衛門は実家に帰ったものと父親新六へ尋ねると、つるは実家の菩提寺である如意寺へ駆け込んだという。史料二によれば、つる駆け込みの事情は夫との暮らしが嫌で、親元に数度も帰ったことがあり、今度また夫の元へ戻ってもそこには居り兼ね、自滅(自殺)を思い詰めて困り果てた揚句、身の置きどころもない女房に「衣ヲ御掛ケ被成候ても御助ケ被下」たとのことであつた。その後の経緯は、夫孫右衛門の吟味願書(史料一)によって理解される。

駆け入りの翌一日孫右衛門は如意寺に人を遣わし、つるの引き渡しを求めるが、寺ではつるに「衣を掛ケ助置候間、相帰ス事不罷成」という。ここで想起されるのは高山寺の明恵上人が「袖の中、袈裟の下」に隠して敗残の兵士を助けたという逸話であるが、如意寺は「衣を掛ケ」て助けたと、慈悲の寺法を主張して夫方の要求を拒否している。そして寺ではつるが落ち着くまでは預かり、その上で小野子村市郎右衛門方に預け置き、早速離縁するようにと仰せ渡すのである。これに不承知の使の者は「御助之御尊意」について何うと、それについては二〇日までに返答すると仰せられる。その後夫の旦那寺・宗学寺と如意寺との間に往復があるも、如意寺からは一向無沙汰にて六月まで延引

してしまふ。そこで夫孫右衛門はやむをえず恐れながらと上白井村の本寺空恵寺の役僧に妻の取り戻し方を口上で願ひ出るが、役僧共からは在家における離婚は、村方で解決すべきもので、寺で扱うことではないと断られる。そこで孫右衛門は六月九日に「御百姓二指障」と、たつて御本山の威光による吟味を願つたのである。

空恵寺では、同月一日如意寺を呼び寄せて尋ねる。如意寺はこれまでの経過と、本人つるに夫の元へ帰るよう説得しているが、一向得心しないので、しばらく時をおけば立ち帰るものと思ひ、なお親・親類などからも異見をするも聞き入れず今日に及んでしまったと述べる。さらにもともとは本人が「剃髪」を願つてまでも離婚を願つたわけであるから、つると親両人に剃髪すべき旨再三申し渡すのであるが、兩人とも承知しない。これでは夫の立腹するの無理からぬことと、異見して帰すようにしたいと思うので、この旨を夫方にも伝えてほしいという。空恵寺から如意寺の口上をきいた孫右衛門は、如意寺では女が駆け込んで「自滅(自殺)」したいというので、「衣を掛ケ」て助けたといひ、さらに帰してもくれず早速離婚せよといひながら、百日にもなるのに今更剃髪をしないのは、つる・親兩人が馴れ合つてのことである。本来夫婦の離別は世俗の問題で、寺が関与するのは迷惑と、これまた孫右衛門は不承知である。

一四日にまたまた如意寺を呼び出し、孫右衛門不承知で、夫の身分立ち難いことを伝えると、如意寺ではいよいよ本人と父親新六が得心したので、剃髪させることにしたという。空恵寺からは、もともと剃髪は女子の願いでもあり、まず剃髪さえすれば、夫も了簡するであろうし、如意寺にとつても一人の女性を扶けることになり、同時に「出家の慈悲」を達成することになるとして、寺法の通り「剃髪」させるようにと申し渡す。翌一五日如意寺は委細承知し、以後はこの件について、本寺空恵寺へ御苦労をかけない旨の一札を差し出す(史料三一②)。そして宗学寺はつるが菩提心に志し、剃髪・出家のことを如意寺へ願うからには、親類・拙寺とも構いなしとの寺送状(史料三一④)を如意寺によこす。一方、孫右衛門は妻が剃髪することについては、本人の希望でもあるからと納得し、以後願いがましい義は申し上げないと、空恵寺に得心書(史料三一⑤)を差し出すのである。つるの剃髪は、六月二五日如意寺において宗学寺・夫の立ち会いのもとで行うことを申し合わせ、一同空恵寺を退散することになり、一件落着したかにみえた。

ところが、二五日当日如意寺使僧が空恵寺に参り、つるが今朝になつても剃髪に不得心であつて、これでは本寺へ申し訳もないので、明朝出立の上、御公儀様に出訴して解決したく、本寺の添簡を下されたいと、口上にて申し出る。

これに対し、空恵寺役僧は出訴などという重大事なら如意寺が直々に登山すべきであると使僧に申し遣わす。如意寺は病氣を理由に数度の呼び出しにも出頭しないので、六月晦日に塔頭龍花院が如意寺に出掛けてみると、病氣はさしたることもない。翌七月朔日空恵寺に罷り越した如意寺は、剃髪が滞っていること、この件につき本寺へ申し訳なく、また再三の呼び出しにも病氣不参で重々心得違いの段を謝り、いかなる罪科にも異議を申さざる旨の証文(史料三一⑦)を差し出す。同月五日空恵寺は如意寺に対して「遠慮」を申し付けるのである(史料三一⑧)。

このとき、近村在家の者が空恵寺に来て、夫婦双方と交渉して内済(示談)を成立させたいと相頼むので、そうなれば寺も夫婦双方とも喜ばしき事であると、仲介を依頼する。この地方では挨拶人といった仲介人は、この年の暮迄入れ代わり立ち代わり仲介に努めたところがあるが、結局内済不成立で、手を引いてしまう。

三 その後事件は翌春まで持ち越される。翌安永元年三月一〇日空恵寺は孫右衛門・如意寺双方を呼んで、つぎのことを伝える。すなわち、如意寺には本山へも通達した上で正式に遠慮を申し付け、孫右衛門には妻方の件は如意寺が旦那寺であり、これ以上なすべきことがないとの口上であった。しかし、しばらくしてこの事件は夫孫右衛門からつるとその父親新六等を相手取つて奉行所へ妻取り戻しが

出訴される。当事者双方は奉行所に召し出され、江戸に出府し吟味を受けるが、江戸の公事宿・扱人等の説得によって、内済成立にいたる。

同年一二月の内済済口証文によれば⁽⁸⁾（史料四）、つるが如意寺に駆け込んだのは剃髪すべき所存であったのに、剃髪しないのでは済まない処であるが、剃髪の件は宗学寺が貰い請けることとした。すなわち、夫からの離縁状は宗学寺が請け取ってつるへ渡し、つるは有髪のままに差し置かれることになったのである。とはいえ、つるが夫方を無断で家出したことの制裁として、これより五か年間の再婚禁止と夫居村の大塚村と妻親里村上村の両村内には永く縁組しないことで和談したのである。

ところで、つるの所業は『律令要略』の規定した「夫を嫌、髪を切候ても暇取度由申、或夫え申懸於致は、比丘尼二成、縁絶」に該当する事例であるから、離婚は認めるにせよ、剃髪することが幕府法上の条件でなければならぬ。にもかかわらず、再婚禁止期間等の条件付きではあるが、剃髪をせず有髪のまま、離婚¹¹再婚が認められることになり、駆け込みの願いが達成された。

ところで、如意寺の口上覚によれば、寺の慈悲を願って、僧侶に「衣を掛ける」ことを懇願したのはつるの申し出であるという。つる本人にそれだけの知恵があったとは思えないので、本件が本寺との紛争に発展しそうに感じた如意

寺が、本人の申し出によったとしたもので、夫の空恵寺への願書にあるように、如意寺が女子を哀れんで「衣を掛け助け」たものであろう。高山寺の明恵上人の例では、寺院の象徴で、仏の慈悲そのものとして、僧侶が身にまとう装束である「袖・袈裟」に隠す行為によったが、ここでは「衣を掛け」て助けると表現したものである。このように、アジールが一般的に禁止されるなかにあっても、なお寺院は自滅（自殺）を思い詰める者に対しては、積極的に慈悲を施すのが寺法であるとの観念を継続したのである。

そして、幕府権力を背景にして、このような慈悲の寺法を江戸時代を通じて実行しえたのが、縁切寺だったのである。東慶寺の例書には、延享二年（一七四五）と明和五年（一七六八）のものがある。⁽⁹⁾ そのうち女性救済の寺法に関する部分につき、後者のものには、「女は心に任せ候儀不叶、悪道之ものにも一生相隨ひ無本意其身を終り候儀を被憐相立候寺法」である旨を述べ、さらにかりに駆け入り女が犯罪者ならば、一般的に入寺禁止であるにもかかわらず、「門を出候得は、可及自殺ニも覚悟ニて相歎達て頼候得は、慈悲之寺法出家之難見捨相抱」ときは、公儀（寺社奉行）に何う寺法という。すなわち、入寺が許されないうとき、女は寺の門を出れば自殺にも及ぶ覚悟であると嘆願されれば、出家として見捨てられず、これを抱えるのが、慈悲の寺法であるともいう。もっともこれまでそのような駆け入り女

を召し抱えた事例はないとしているが、いかなる女性でも「一命をも捨候様成者を慈悲のため…救申候」寺法と、その理念を端的に表現している。したがって、「自殺ニも及ぶべき覚悟」の女性に「衣を掛け」て助けた如意寺の行為もまた、まさに「出家之身」としては当然のことであつたといえるのである。

四 出訴は勘定奉行所へなされたもので、もしこれが空恵寺を介して寺社奉行所に出訴されたのならば、おそらく「つる」の離婚願いは却下されたものと思われる。まず、女性の駆け込みによる離婚を認容する寺院は縁切寺だけであり、それは東慶寺と満徳寺の二つに限ったことについては、寺社奉行が宝暦一二年(一七六二)の満徳寺への駆け込みにあたって、幕府公認の縁切寺は両寺に限り、「都て尼寺右之通にて申訳」ではないと念を押ししている⁽¹⁾のであるから、まして男僧の寺院への縁切り駆け込みについては、認容されないはずである。やや後年になるが、文政八年(一八二五)常陸国筑波郡水戸願入寺に縁切り駆け込み女についての勘定奉行から寺社奉行への問い合わせに対して「石体之寺法も無之」として関係者への引き渡しを申し渡していることからも、この駆け込みが認容されることはなかった⁽²⁾のである。しかし、実際には剃髪をせず有髪のまま、離婚⁽³⁾再婚が認められた特異な事件といえるのである。

この事件の約半世紀後の文政十三年(一八三〇)六月、

空恵寺は末寺に対して、境内に尼僧及び女人等を「留置」することは勿論、たとえ二夜たりとも「止宿」させることも禁止している(史料五)。如意寺にも同様に触れられて⁽⁴⁾ものである。

注

- (1) すでに『縁切寺満徳寺の研究』(成文堂、一九九〇年)研究編第二章第八章「上野国における満徳寺以外の場への縁切り駆け込み―満徳寺の影響(二)」第一節から第三節までに詳述し、さらに『三くだり半と縁切寺―江戸の離婚を読みなおす』(講談社、一九九二年)第五章「縁切り駆け込みのいろいろ」に略述した。
- (2) 前注(1)拙著『縁切寺満徳寺の研究』四一五―四一七頁に史料全文を引用し、論述した。
- (3) 前注(1)拙著『縁切寺満徳寺の研究』研究編第一部第一章第一節三に「衣を掛けること―慈悲の顕現化」として論及した。本稿と重複する部分があることをあらかじめお断りしておきたい。
- (4) 空恵寺は上州群馬郡白井村(現・渋川市)に所在する臨濟宗の寺院であるが、大同元(八〇六)年、最澄によって創始されたという伝承を有する名刹である。
- (5) すでに『群馬県史 資料編11 近世3』(一九八〇年)史料番号四七八として、採録されているが、これ

は本稿史料三―(一)の写しを引用したもので、ここでは写本ではなく原本控えと思われる一紙文書を史料一として引用した。また、史料三は便宜のために史料に算用数字で番号を付した。

- (6) 前注(1) 拙著『縁切寺満徳寺の研究』研究編第一部第一章第一節一で「寺院アジールの原初的性格」として論及した。すなわち、高山寺の『明恵上人伝記』には、この寺が「殺生禁断の地」であって、敵から逃げる兵士が追手に追い詰められて捕まりそうときには、自分の袖の中、袈裟の下に隠して助けると、明恵上人が承久の乱で敗残の兵士を助けるために北条泰時にいったという。しかもそれが政道(公法) 上許されないならば「即時に愚僧が首をはねらるべし」と自らの命を賭している。これが事実であるか否かは別として、しかも高僧の態度と精神をやや理想化しているとはいえ、面目躍如たるものがあるといえよう。このように命からがら寺内に逃げ込む者に対して、寺では僧侶の「袖の中、袈裟の下」に隠して救済したという話は寺院アジールの原初的性格をよく伝えるといえよう。
- (7) 如意寺は本寺空恵寺に対して極めて横柄無礼な態度に終始している。つるに剃髪を説得したとしながらも本当に剃髪を申し付ける気があったのかどうか、また奉行所に出訴などと大層なことを申し出るが本心であ

ったのかどうか、疑問とせざるをえない。この事件の一九年前宝暦二年(一七五二)に如意寺は空恵寺を相手取って本末争いをしており、その後腐れが尾を引いて、如意寺に不貞腐れた態度をとらせたものかもしれない。

- (8) すでに前注(5)『群馬県史 資料編11 近世3』史料番号四七九として、採録されているが、関連文書すべて翻刻する意味で、ここにも引用した。

- (9) 穂積重遠『離縁状と縁切寺』(日本評論社、一九四二年)四三頁以下。

- (10) 前注(1) 拙著『縁切寺満徳寺の研究』研究編第一部第二章第四節二、一二二頁以下参照。

- (11) 石井良助『日本婚姻法史』(創文社、一九七七年)一五六頁以下参照。

- (12) 史料の引用方法は、前注(1) 拙著『縁切寺満徳寺の研究』凡例によった。

追記

本稿は平成二十二年度専修大学研究助成(個別)「徳川時代の離婚法に関する実証的研究」の成果の一部である。

史料目次

- 一 明和八年六月 上州吾妻郡大塚村百姓孫右衛門女房 村上村如意寺駈け込みにつき吟味願
- 二 (明和八年) 同 孫右衛門并如意寺口上之覚書
- 三 (明和九年) 同 孫右衛門願書并如意寺等之書付之写
- 四 安永元年十二月 同 内済濟口証文
- 五 文政十三年六月 寺院境内に尼僧及び女人を留置止宿禁止につき末寺請書

史料

一 明和八年六月 上州吾妻郡大塚村百姓孫右衛門女房村
上村如意寺駈け込みにつき吟味願

⑤ 乍恐以書付奉御願上候

一 我妻郡大塚村宗学寺旦那孫右衛門御願申上候、当三月十日妻出奔仕候二付、村上村親元え相尋申候、新六申候様ハ当村如意寺え懸ケ入候と申候間、同十一日如意寺様え兩人遣、人頭此方え可被下置奉願上候所ニ、如意寺様御意被遊候様ハ、女子之義は衣ヲ掛ケ助置候間、相帰事不罷成事、落着迄ハ拙寺預り上小野子村市郎右衛門方ニ指置、早速離別可仕旨被仰渡、兩人押帰シ申候、仰之趣不得心ニ奉存候、依て右之以兩人御助之御尊意御伺仕候所

二、四月十四、五日より廿日ヲ限り御返答可被遊被仰越候、御助之様子相待候所ニ、以之外不埒之御書状廿五日ニ宗学寺様え被越、宗学寺様より私シ共ニ被為仰聞候、宗学寺様より如意寺様え御通達被遊候、四、五日中ニ御返事可被遊との御事にて、其後ハ一向御無沙汰にて當時迄延引ニ罷成難義至極ニ奉存候、無是非 御本山様御内証迄御恐多奉存候得共、右之趣御願奉申上候、御慈悲ニ聞召被為分、以書付御願可申上旨被為仰付、難有奉御願指上候、如意寺様御助之趣も不達、新六一列にて御百姓ニ指障、後難招キ候段、御本山様以御威光御吟味被遊、御助之趣被為仰聞被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、猶委細御尋之上口上にて可申上候、以上

明和八年卯ノ六月日 我妻郡大塚村

願人 孫右衛門⑥

空恵寺様

同村親類 伊左衛門⑦

御役僧衆中様

二 (明和八年) 同 孫右衛門并如意寺口上之覚書

(表紙)

〔孫右衛門并如意寺口上之覚書〕

一去ル卯三月十日大塚村宗学寺旦那孫右衛門女房元菩提所村上村如意寺え欠入候二付、夫孫右衛門方より右之女房相返シ呉レ候様ニ如意寺え使兩人差遣候得共、如意寺免

の角のと申候て相返シ不申候ニ付、去ル卯六月四日ニ右孫右衛門拙寺役僧共迄口上にて願出申候、依之役僧共孫右衛門之申聞候様ハ、此儀畢竟在家縁縁断断之義地方え相掛り候事、於拙寺取計可致筋無之と断り申聞ケ、取上不申候得共、孫右衛門申候様は如意寺被仰候様は、拙者女房二衣を掛ケ助置キ候ニ付、相婦ス事不罷成、早速離別可致と被仰候て、御婦シも不被下、永々御請込被置何とも拙者難儀迷惑仕候、御末寺之義ニ候得は幾重ニも御吟味被成下候様ニと達て相頼ミ申候ニ付、左候ハ、寺法通り之義は正し可遣候、口上にてハ間違も有之候間、其趣致書付塔頭功立軒え差出シ候ハ、如意寺召寄可相尋と申聞候処、孫右衛門承知之旨申之罷歸り、書付相認メ、同九日ニ功立軒え致持參候

一同六月十一日如意寺召寄、右孫右衛門書付之趣を以相尋申候処、如意寺返答仕候様ハ、大塚村孫右衛門妻三月十日ニ拙寺え欠入、女子申候様ハ、私義先様ニ居兼數度親元え帰り居申候処、又ハ被引婦親類異見之上帰り申候得共、無縁候哉居兼自滅可仕哉と存詰メ候へ共、近年兄杯も若死ニ致シ、又候私自滅致候得は一人之老親え重々不孝、何共致方ニこまり身の置キ所無御座候故、何分衣を御掛ケ被成候ても御助被下候ハ、難有奉存候と相願申候、依之無是非聞届ケ親類市郎右衛門方え預ケ置キ申候、夫より親新六方え以人を通達仕候処、夜ニ入親新六・伊

右衛門参り、願之通り談シ申候得は、何分貴寺様御預り置被下候様ニ新六申候、明十一日大塚村より兩人参、人頭此方え被下置申候様と申參候、此方申候様ハ、女子先様え帰り申候ハ、可然と申候得共、女子一向得心無之候、依之月日相延も候ハ、心も直り立帰り可申哉と存、兩人え申聞七候、夫より段々加異見、其上親々類迄申談異見相加候様と申付候得共、今日ニ至り右ニ相替品無御座候、依之宗学寺え内意申遣、右兩人えも御通達頼遣候、其以後於此方ニ本人・親新六え剃髮為致可然と再三申渡候得共、本人・親類共承知不仕候、依之何共返事之致方も無之候間、孫右衛門方え延引ニ罷成、立腹之由無是非候、乍此上女子加異見聞分ケ、心も直り罷歸り候と申候ハ、相婦し可申候、右之趣孫右衛門え被仰聞可被下候と如意寺申之候

一同六月十二日右如意寺口上之趣孫右衛門え申聞候処、孫右衛門申候様、如意寺被仰方何共不得其意候、拙者妻如意寺え欠入候節、如意寺御助ケ不被下候ハ、直地直地ニ寺内にて自滅可致と申ニ付、衣を掛ケ御助被成候ニ付、御婦シ被下候事難被成ニ付、早速離別可致と被仰、其以後最早百日ニも相成り申候、今更左様之義被仰候てハ、新六一列ニなれ合、御出家之永々御請込被置、理不尽ニ在家縁断・離別之義、御取計被成候様ニ相聞申候、縁断・離別之義ハ俗家ニ世話可致筋之者御座候、拙者甚難儀迷

惑仕候と申之、一切承知不仕候

一同六月十四日又々如意寺召寄、右孫右衛門不承知之趣申聞ケ相尋申候処、如意寺返答仕候様は、全以左様之義ハ無御座候、在家縁断・離別之義出家不相応聞届ケ取計可致様無御座候、先達て口上ニ申上候通り女子拙寺え欠入候節申聞候様は、私シ先様ニ居兼、是迄数度罷歸り候得共、此度ハ自滅も可仕哉と存詰マ候得共、一人之老親え重々不孝ニ相成り、何とも致方ニこまり身の置キ所無御座候間、何分衣を御掛ケ被成候ても御助ケ被下候様ニと、菩提心ニ志し剃髮相頼申候ニ付、若キ女之義種々異見仕先様え達て立歸り候様ニ申聞ケ候得共何分聞入不申、強て申聞候得は直地(直)ニ寺内にて自滅可致と申候ニ付無是非聞届ケ、寺中ニも難差置先市郎右衛門方え拙僧直々ニ召連預置キ申候、依之親新六方え以人右之趣申遣候処、其夜ニ入新六・伊右衛門同道にて参候ニ付、女子願之通り申聞候処、新六申候様ハ、何分貴寺御頼申上候間御助置可被下と相頼申候ニ付預置キ、其以後再三剃髮為致候て可然と申渡候得共、其節ハ兎ノ角ノと申、親々類共承知不仕候、夫故又々此間段々教化仕、女子先様え立歸り候様ニ申聞ケ候得共、一切不得心ニ付、弥最初願之通り本人・新六得心之上剃髮相頼ミ申ニ付、此度剃髮為致可申と申之候、依之役僧共如意寺え申候様は、惣方納得之上ニ候ハ、女子願之通り一先剃髮さい致シ候ハ、孫右

衛門も致了簡相濟シ可申と申、其元ニも一人相扶ケ被申、出家慈悲之訳ケも相達シ候得は、寺法之通り剃髮為致候て可然と申渡候処、如意寺委細承知仕候と申候て、印形之書付差出、宗学寺よりも送状如意寺え請取、孫右衛門も得心之上得心書差出し候ニ付、役僧共より如意寺え濟状相渡申候、孫右衛門も濟状相頼ミ申ニ付、宗学寺旦那之義故差遣申候て、其節は事相濟申候、右之訳ケ合ニ付、六月廿五日限ニ於如意寺ニ宗学寺・孫右衛門・女子立会之上にて剃髮可為致旨双方申合、同十五日ニ皆々退散仕候

一同六月廿五日早朝ニ如意寺より使僧性延参り、如意寺口上にて、役僧共え申聞ケ候様ハ、今朝迄女子剃髮致候様ニ申付候得共、今以何分不得心ニ御座候て剃髮不致候、拙僧何分本山え申分ケ無御座候、依之明早朝致発足御公儀様え出訴仕度候間、添簡之義被遣被下候様ニと急切ニ願来り申候ニ付、役僧共性延え申聞ケ候様ハ、出訴之義ハ至て大切成ル事、先使僧にては相濟不申候間、今晚ニも如意寺直々ニ登山可被致と申遣、使僧直ニ押返し申候処、其後病氣申立不参仕候ニ付、数度呼ニ遣候得共不参仕候、余り不思議(通)ニ存シ六月晦日ニ龍花院を以病氣不参之檢僧差遣候処、病氣左程之事も無御座候て明日登山可致と申、七月朔日ニ罷出候ニ付、段々右不参之訳ケ相尋申候処、如意寺返答申候様ハ、拙僧重々心得違ニ付

何分申分ケ無御座、誤入候旨申ニ付、其趣書付取置キ申候、因之如意寺え先遠慮可申渡義ニ御座候得共、其折節近村在家之者共孫右衛門・新六へ内濟之挨拶致度旨ニテ拙寺え罷越、役僧共え貫下シ之義相頼ミ申候ニ付、内濟仕候得は、惣方無事ニ相濟候義と存シ内濟人え差遣申候処、挨拶人立替入替、去ル極月迄挨拶ニか、り居申候得共、終ニ相濟不申候ニ付、諸方挨拶人之手も切レ差上ケ相退キ申候、依之其分ニ難差置キ、極月十五日如意寺并ニ孫右衛門え申聞ケ候義御座候ニ付、双方召寄セ候得共、何れも病氣申立不參仕候、彼是仕候得は月迫ニ罷成、春え至り候ても病氣申不參仕候ニ付、又々当三月十日双方召寄、如意寺えは遠慮申渡置候、孫右衛門えも一通り口上ニテ断り申聞ケ候

(裏表紙)

大塚孫右衛門

三 (明和九年) 同 孫右衛門願書并如意寺等之書付之

写

(表紙)

「孫右衛門願書并如意寺等之書付之写」

(1) 孫右衛門妻如意寺え欠込ミ候ニ付吟味願出候書付

【史料一と同文につき省略】

(2) 如意寺吟味之上差出候書付

一札之事

一 先達て口上ニ申上候通大塚村孫右衛門妻拙寺へ欠入、親新六・伊右衛門同意ニテ剃髮相願候段聞届ケ預ケ置キ候所、剃髮及延引候故、孫右衛門身分難立候ニ付、本山へ願書差上、依之御評議之上及御吟味、早速可致剃髮旨被仰付奉承知候、右此義ニ付向後本山へ少も御苦勞掛ケ申間敷候、為後証仍て如件

明和八卯六月十五日

村上

如意寺印

空 恵 寺

御役位禪師

(3) 女剃髮延々ニも難成義、日切可致申旨申渡候節之書付

一 札

一 剃髮は当月廿五日切ニ可仕候、尤も其節宗学寺へ通達可仕候、為後日仍て如件

村上

如意寺印

明和八卯六月日

空 恵 寺

役位禪師

(4) 宗学寺より寺送状如意寺へ相渡候写シ

一 札

一 当村孫右衛門妻善提心ニ志し、剃髪出家致度旨、貴寺へ相願申候段、此方にて親類拙寺共構無之候間、乍御世話宜様ニ被成可被下候、為後証寺送り印如斯御座候、以上

大塚村

同日 宗学寺印

村上

如意丈室

(5) 如意寺へ剃髪之義申渡候節、孫右衛門より差出候書付

御請書申上候事

一 拙者御願申上候通り被為遊御聞届ケ、双方御吟味被成下分明ニ被為仰付、難有仕合奉承知、向後此義ニ付一切御願ケ間敷義申上間敷候、以上

明和八年

我妻郡大塚村

卯六月十六日

願人 孫右衛門印

空 恵 寺

御役位衆中様

(6) 惣方納得之上以寺法如意寺へ申渡候書付、并ニ孫右衛

門も相頼ミ候ニ付写し差遣候

裁許状

一 大塚村孫右衛門願書差出候二付、村上村如意寺吟味之上、先達て孫右衛門妻願之通り剃髪申渡候処、如意寺致承知受書被差出、因之右之趣孫右衛門へ申渡候処、是亦得心之上請書差出事相濟、此義ニ付向後双方何之申分無之、依て令裁許者也

長峰役者

監了 祖 功印

同日

功立軒 智 叟印

龍花院 智 門印

如意寺丈室

香集院 祖 曼印

(7) 剃髪延引ニ付如意寺召寄相尋候処、如意寺申分ケ無御

座候ニ付、如意寺より取置キ候書付

差上申候誤証文之事

一 先達て孫右衛門願之儀ニ付、御吟味之上一札差上候ニ付、御裁許被仰渡御請申上、宗学寺より送状受取、廿五日切

ニ剃髪可為致之処相滞り候事

一 剃髪相滞候ニ付、御本山へ申分ケ無御座、依之御公議様へ出訴仕度添簡之儀以使僧御願上申候処、直々ニ登山可致旨再三被仰付候へ共、病氣申立登山不仕、願捨ニ致置

候事

右之趣御吟味何分拙僧申分無御座候、重々心得違之段奉
誤候、此上此一件之義ニ付、罪過被仰付候共少も違儀申
上間敷候、以上

如意寺印

明和八年卯七月日 五日也

圓 鏡

空 恵

御役位 禪師

(8) 如意寺誤入り候書付差出シ候ニ付、双方へ申聞候口上
之扣

辰ノ三月十日如意寺へ申渡口上之覚

一大塚村孫右衛門妻欠込剃髮願候一件ニ付、先達て誤り候
旨証文被差出、依之追て可申渡筋有之候得共、事未落着
不致ニ付不及其儀候、兼て左様ニ可被相心得事

一右一件之事相済候迄、当山へ例年格式之出勤等先遠慮可
被致事

一檀伺之外此方へ無届ケ他出無用之事

辰ノ三月十日孫右衛門へ申渡口上之扣

一先達て其元頼ニ付、如意寺召寄吟味之上、如意寺印形証
状差出し候ニ付、済状申渡候処、右如意寺不埒ニ付済状
不相守、因之如意寺えは即時寺法之申付方も有之候へ共、
事未落着不致候ニ付、右申渡は差扣、先遠慮申渡置キ候、
此義ハ本山へも相達シ候て追て此方法式も有之事ニ候、

尤も村上村新六事ハ最初より如意寺旦那之義ニ付、年越
しニ一切不及吟味二事ニ候へハ、最早於当寺吟味可致筋
無之候間、此上菩提所にて剃髮等之義ニ付、宗学寺心得
違之義も有之候ハ、幾度も可被申聞候、剃髮等之義は勝
手次第ニ可被致候、此方は本末之誤にて寺法之通り承り
候事にニ候、以上

四 安永元年十二月 同 内済洛口証文

乍恐奉指上済口証文之事

一上州我妻郡大塚村孫右衛門より、同国群馬郡村上村李之
助并外拾式人え相掛り候妻家出仕候出入一件ニ付、当
御奉行所様え奉出訴御尊判頂戴相附、双方被召出御吟味
ニ相成候処、江戸宿并外扱人共差加り双方え異見仕候所、
孫右衛門妻つる義先達て如意寺え欠入候付、孫右衛門方
にてはつる義寺院え欠込候義ハ、剃髮も可致心懸にて欠
込候事と相聞え候間、何にてもつる義一旦剃髮不仕候て
ハ、内分にて難相済旨申之候得共、此義ハ今般之召出
し、宗学寺ハ孫右衛門菩提寺之事故、つる剃髮為致候義
ハ宗学寺貫請、則離縁状宗学寺え請取つるえ相渡シ、有
髮之俣ニ差置候筈ニ、孫右衛門一統異見差加え得心為
仕候、乍併つる義夫之方家出致候付、以来外え縁組候義
ハ当辰より五ヶ年之間不相成、且亦五ヶ年過候共大塚村

・村上村之内、永縁組不仕筈和談仕候事

一孫右衛門・空之助憤り之義ハ、つる身分より事起り候事

二候得は、此度つる身分相片付ル之上は、双方憤り之義

ハ扱人共貴請熟談仕候、扱亦御吟味之節本寺空惠寺申上

候ハ、右一件取計方之義付、空惠寺より如意寺え遠慮申

付置候得共、右出入内済仕候上は遠慮申付候義も不及沙

汰相済シ、本寺末寺熟談仕候

前書之通り済口差上候付写取替七置候

保科弁三郎知行所
上州我妻郡大塚村

訴訟人

安永元年

辰十二月日 今般召被出 同所

孫右衛門
戸右衛門
次郎八
長次郎

義右衛門

同知行所赤坂村

蔭山外記・野田弥市右衛門当分御預所

上州群馬郡村上村 相手

空之助

同 同 同

同 新 六 伊右衛門

今般被召出候

同 重左衛門

本多主水殿知行所

同国群馬郡上小野子村同 五郎右衛門

蔭山外記・野田弥市右衛門当分御預り所

同国同郡村上村 如意寺

同国同郡上白井猪熊村 空惠寺

同寺役僧 祖 功

保科弁三郎知行所 同 役僧 智 叟

同国我妻郡大塚村 宗 学 寺

蔭山外記・野田弥一右衛門当分御預り所

我妻郡草津村 扱人 文右衛門

小伝馬町三丁目木屋宿 同 権左衛門

神田明神下上州屋 同 市五郎

同紺屋町三丁目代地 同 弥次兵衛

同明神下御台所町絹屋 平 藏

五 文政十三年六月 寺院境内に尼僧及び女人を留置止宿

禁止につき末寺請書

一札之事

一御触書之趣奉畏候、拙寺院内并於境内尼僧及女人等留置候儀ハ勿論、縦令一夜たり共為致止宿候義堅無之候、派

中一統互二遂穿鑿至末々二迄右様之儀無之様吃度相守可
申候、為其村役人致加印請書差上申候、為後証仍て如件

大友四郎右衛門支配所

上州吾妻郡箱島村

文政十三年

寒松寺印

庚寅六月

名主 清内印

本山

弥五右衛門印

空惠寺

市郎兵衛印

知事 禪師